

## 飲食業に係る酒々井町セーフティ・ゾーン認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている飲食業の事業継続を図るため、また、利用者の安全かつ信頼を獲得するため、酒々井町が推奨する感染症防止対策を遵守している事業者に対し、「酒々井町セーフティ・ゾーン認証施設」として認証し、予算の範囲内において感染症対策を講じた備品等の購入経費等を助成することを目的とする。

### (認証基準)

第2条 町長は、飲食業において取り組むべき感染症防止対策に係る基準(以下「認証基準」という。)を定めるものとする。

### (認証対象)

第3条 認証制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に規定する許可を受けたものをいう。)であって、次の要件を全て満たすものとする(以下「対象事業者」という。)

- (1) 対象事業者が酒々井町内において専ら集客を目的とする飲食事業用施設(次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。)を営んでいること。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号に規定する接待を伴う事業用施設
  - イ その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業用施設
- (2) 酒々井町暴力団排除条例(平成23年酒々井町条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと、かつ、同条第1号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (3) 対象施設において、認証基準に適合していること。
- (4) 施設名等の公表を承認すること。
- (5) 第6条第2項の規定による認証を受けた後、引き続き事業を継続する意思を有すること。

### (助成金の対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、認証を受け

ようとする対象施設において、令和2年2月1日以降に購入した備品等であって、種類、助成対象経費及び助成金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の助成対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 助成金は、助成対象経費の種類ごとに、一の対象施設に1回に限り交付する。

(申請兼請求)

第5条 認証を受けようとする対象事業者は、酒々井町セーフティ・ゾーン認証申請兼請求書(別記第1号様式。以下「申請兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和4年1月31日までに町長に申請しなければならない。

(1) 感染症防止対策を講じるために購入した備品等の領収書等の写し

(2) 通帳等の振込先が分かるものの写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(認証等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行う等により、申請の内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 町長は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、酒々井町セーフティ・ゾーン認証通知書(別記第2号様式)により通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカー(別記第3号様式。以下「ステッカー」という。)を交付し、かつ、申請兼請求書に記載された金融機関の口座に第4条に規定する助成金を振り込むものとする。

4 町長は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、その理由を付し、酒々井町セーフティ・ゾーン不認証通知書(別記第4号様式)により、通知するものとする。

(ステッカーの利用等)

第7条 認証事業者は、認証に係る対象施設(以下「認証施設」という。)において、交付されたステッカーを利用(当該認証施設の利用者の見やすい場所にステッカ

一を掲げることをいう。)するとともに、当該認証施設等において「酒々井町セーフティ・ゾーン認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由によりステッカーを汚損し、又は亡失したときは、酒々井町セーフティ・ゾーン認証ステッカー再交付申請書（別記第5号様式）により、ステッカーの再交付を求めることができる。

（認証施設情報の公表）

第8条 町長は、認証施設の情報をホームページ等により適宜公表するものとする。

（有効期間）

第9条 認証の有効期間は、第6条第3項又は第12条第2項の規定による認証を受けた日から1年間とする。

（変更の届出）

第10条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅延なく、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（変更・再開）届出書（別記第6号様式）により、町長に届出するものとする。

（認証の更新）

第11条 認証事業者は、認証の有効期間満了においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2か月前までに、酒々井町セーフティ・ゾーン認証更新申請書（別記第7号様式）により、町長に認証の更新を申請するものとする。

（更新の認証等）

第12条 町長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行う等により、申請の内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る認証施設について、認証事業者に対し、酒々井町セーフティ・ゾーン認証通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、その理由を付し、酒々井町セーフティ・ゾーン不認証通知書（別記第4号様式）により、通知するものとする。

（調査等）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第14条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染症防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

(2) ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。

(3) 町長等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第15条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、酒々井町セーフティ・ゾーン認証(辞退・一時停止)届出書(別記第8号様式)により、認証の辞退を届け出るものとする。

2 前項の届出をした対象事業者は、遅延なく、ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「酒々井町セーフティ・ゾーン認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第16条 町長は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該承認事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 町長は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、酒々井町セーフティ・ゾーン認証(取消・一時停止)通知書(別記第9号様式)により、その旨を通知するものとし、既に助成金が支給されているときは、酒々井町セーフティ・ゾーン認証助成金返還請求書(別記第10号様式)により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅延なく、ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「酒々井町セーフティ・ゾーン認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の一時停止)

第17条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、遅延なく、町長に連絡するものとし、かつ、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（辞退・一時停止）届出書（別記第8号様式）により、町長に届出するものとする。

2 町長は、前項の規定による届出を受け、当該施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めたときは、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（取消・一時停止）通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、ステッカーの利用及び「酒々井町セーフティ・ゾーン認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

（不遵守の場合の取消し）

第18条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染症防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意又は過失によるものであることが明らかとなったときは、町長は、直ちにその認証を取り消し、当該対象事業者に対し、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（取消・一時停止）通知書（別記第9号様式）により、その旨を通知するものとし、既に助成金が支給されているときは、酒々井町セーフティ・ゾーン認証助成金返還請求書（別記第10号様式）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅延なく、ステッカーを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

（認証の効力の回復）

第19条 患者発生時において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（認証施設を所管する保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、ステッカーの利用及び「酒々井町セーフティ・ゾーン認証施設」の名称使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定によりステッカーの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（変更・再開）届出書（別記第6号様式）により、町長に報告するものとする。

(申請受付の停止)

第20条 町長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 酒々井町内において新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は同条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、町長が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないとき。

(免責)

第21条 町は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月7日から施行する。

別表（第4条関係）

| 種 類 | 助成対象経費   | 助成金の額 ※                      |
|-----|--|------------------------------|
| 備 品 | 飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション、キャッシュレス機器、サーキュレーター、空気清浄機、自動消毒液噴射機、人感センサー付き照明機器、非接触式体温計、消毒機器、オートディスペンサー（自動消毒機）、料理提供方法変更に必要な食器類など | 上限15万円<br>(ただし、消耗品の場合は上限3万円) |
| 工 事 | 感染症防止対策に係る工事（自動ドア化、非接触型の自動水栓化、換気扇の増設・更新など）   |                              |
| 消耗品 | マスク、消毒液、ペーパータオル、フェイスシールド、コイントレイ、立ち位置表示用プレートなど  |                              |

※ ただし、助成対象経費が上限額未満の場合は、助成対象経費を助成金の額とし、助成金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。